

議案第16号

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月5日提出

日野町長 埴田 淳一

## 日野町職員の育児休業等に関する条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項について令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

会計年度任用職員の勤勉手当支給について、令和6年4月1日から施行することに伴い、第6条の「育児休業をしている職員」の要件から会計年度任用職員を除いていたが、除く要件を削除し、会計年度任用職員を含める。

### 3 附則

令和6年4月1日から施行する。

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の育児休業等に関する条例(平成4年日野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 日野町職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 日野町職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。